

平成24事業年度

事業報告書

第2期

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

原子力損害賠償支援機構

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 機構の概要 | |
| (1) 事業内容 | 1 |
| (2) 事務所の所在地 | 1 |
| 2. 機構の沿革等 | |
| (1) 機構の沿革 | 1 |
| (2) 設立根拠法 | 2 |
| (3) 主務大臣 | 2 |
| (4) 審議等機関 | 2 |
| 3. 資本金の状況 | 2 |
| 4. 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴 | 2 |
| 5. 職員の定数 | 3 |
| 6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況 | |
| (1) 負担金の収納業務 | 3 |
| (2) 資金援助業務 | 4 |
| (3) 相談業務その他の業務 | 7 |
| 7. 関係会社の概況 | 8 |
| 8. 機構が対処すべき課題 | |
| (1) 負担金の収納業務 | 10 |
| (2) 資金援助業務 | 10 |
| (3) 相談業務その他の業務 | 11 |
| 9. 資金計画の実施の結果 | 12 |
| 10. 特別事業計画（緊急特別事業計画）の履行状況 | |
| (1) 親身・親切的な賠償 | 12 |
| (2) 原子力事故の収束 | 13 |
| (3) 電力の安定供給の確保 | 13 |

| | |
|------------|----|
| (4) 経営の合理化 | 13 |
| (5) 事業改革 | 14 |
| (6) 意識改革 | 14 |
| (7) 財務基盤強化 | 15 |
| 1 1. 借入金 | 15 |
| 1 2. 委託費等 | 15 |

1. 機構の概要

(1) 事業内容

- ① 負担金の収納業務（原子力損害賠償支援機構法（平成 23 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 38 条から第 40 条まで）
機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。
- ② 資金援助業務（法第 41 条から第 52 条まで）
原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。
- ③ 相談業務その他の業務（法第 53 条から第 55 条まで）
機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成 23 年法律第 91 号）に基づき国又は都道府県知事から委託を受けた場合に、仮払金の支払業務を行う。
- ④ 上記①から③までに掲げる業務に附帯する業務

(2) 事務所の所在地（平成 25 年 3 月 31 日現在）

- ① 本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号 共同通信会館 5 階
- ② 福島事務所
〒963-8002 福島県郡山市駅前一丁目 15 番 6 号
明治安田生命郡山ビル 1 階

2. 機構の沿革等

(1) 機構の沿革

| 年 月 | 事 項 |
|--------------|-------------------------------------|
| 平成 23 年 9 月 | ・ 設立 |
| 平成 23 年 11 月 | ・ 特別事業計画の認定、特別資金援助の決定 ・ 福島事務所の設置 |
| 平成 24 年 2 月 | ・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定 |
| 平成 24 年 5 月 | ・ 特別事業計画の変更認定（総合特別事業計画）、 |

| | |
|-------------|----------------------------|
| | 特別資金援助の内容等の変更決定 |
| 平成 24 年 7 月 | ・東京電力株式の引受け |
| 平成 25 年 2 月 | ・特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定 |

(2) 設立根拠法

原子力損害賠償支援機構法

(3) 主務大臣

内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣

(4) 審議等機関

運営委員会（委員 8 人以内並びに機構の理事長及び理事）

① 委員名簿

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

| | 氏 名 | 現 職 |
|-----|-------|---------------------|
| 委員長 | 川端 和治 | 弁護士 |
| 委 員 | 引頭 麻実 | 株式会社大和総研執行役員 |
| 委 員 | 葛西 敬之 | 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長 |
| 委 員 | 田中 知 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 委 員 | 前田 匡史 | 株式会社国際協力銀行執行役員 |
| 委 員 | 松村 敏弘 | 東京大学社会科学研究所教授 |
| 委 員 | 吉川 廣和 | DOWAホールディングス株式会社相談役 |

② 開催状況

平成 24 年度においては 8 回開催し、特別事業計画の変更や、予算、決算等の議決を行ったほか、「再生への経営方針」等について、東京電力株式会社（以下「東電」という。）の経営陣から報告を受けた。

3. 資本金の状況（平成 24 年度末）

政府出資金 : 7,000 百万円（前事業年度末からの増減なし）

民間出資金 : 7,000 百万円（前事業年度末からの増減なし）

4. 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

定数 理事長 1 人、理事 4 人以内、監事 1 人 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

| 氏名 | 役職 | 任期 | 経歴 |
|-------|-------------|---------------------------------------|------------------|
| 杉山 武彦 | 理事長 | 平成 23 年 9 月 15 日 ～平成 25 年 9 月 14 日 | (前) 一橋大学学長 |
| 野田 健 | 理事 | 平成 23 年 9 月 20 日 ～平成 25 年 9 月 19 日 | 公益財団法人公共政策調査会理事長 |
| 振角 秀行 | 理事 | 平成 23 年 9 月 20 日 ～平成 25 年 9 月 19 日 | (前) 財務省大臣官房付 |
| 保住 正保 | 理事 | 平成 24 年 6 月 27 日 ～平成 25 年 9 月 19 日 | (前) 経済産業省大臣官房付 |
| 丸島 俊介 | 理事 (非常勤) | 平成 23 年 9 月 20 日 ～平成 25 年 9 月 19 日 | 弁護士 |
| 佐藤 正典 | 監事 (非常勤) | 平成 23 年 9 月 26 日 ～平成 25 年 9 月 25 日 | 公認会計士 |

5. 職員の定数 (平成 24 年度末)

53 人 (前事業年度末から 4 人増)

6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況

(1) 負担金の収納業務

① 平成 24 年度一般負担金年度総額等の決定

一般負担金については、平成 25 年 3 月 21 日、主務大臣に対して年度総額 (1,008 億 465 万円) 及び負担金率 (各原子力事業者の保有原子炉の熱出力等に応じて設定。) の認可申請を行い、3 月 29 日に認可を受け、同日、各原子力事業者に通知した。当該通知を受け、各原子力事業者は、納期限までに負担金を機構に納付することとなる。

また、特別負担金については、認定事業者である東電の収支の見通しを踏まえ 0 円とし、3 月 21 日、主務大臣に対して認可申請を行い、3 月 29 日に認可を受け、同日、同社に通知した。

② 平成 23 年度一般負担金の収納

平成 23 年度一般負担金 (年度総額 815 億円 : 平成 24 年 3 月 30 日付主務大臣認可) については、法第 38 条第 2 項に基づき、平成 24 年 6 月及び 12 月に 2 分の 1 ずつ各原子力事業者から納付された。また、負担金

については、原子力損害への迅速かつ円滑な履行のために必要な費用に充てたのち、残余を国庫に納付されることとされており、平成 24 年度においては約 799 億円を、平成 24 年 7 月及び平成 25 年 1 月に 2 分の 1 ずつ国庫へ納付した。

なお、平成 23 年度の特別負担金は 0 円のため、当該収納業務は発生しなかった。

(2) 資金援助業務

① 特別事業計画の作成業務

機構は、平成 24 年 3 月 29 日、東電より、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（以下「中間指針第二次追補」という。）」による要賠償額の見通しの増加等に伴う資金援助の内容等の変更の申請を受け、当該申請を踏まえ、4 月 27 日、主務大臣に対して特別事業計画の変更（総合特別事業計画）の認定を申請し、5 月 9 日に主務大臣の認定を受けた。

また、機構は、12 月 27 日、東電より、中間指針第二次追補に係る具体的な賠償基準を策定するにあたって反映させるべき考え方として経済産業省が示した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を踏まえた賠償基準の取りまとめ等による要賠償額の見通しの増加に伴う資金援助額の変更の申請を受け、当該申請を踏まえ、平成 25 年 1 月 15 日、主務大臣に対して特別事業計画の変更の認定を申請し、2 月 4 日に主務大臣の認定を受けた。

なお、特別事業計画の履行状況については、後述のとおり。

② 東電への資金援助業務

(実施状況)

○法第 48 条に基づき国から交付を受けた交付国債

・国債の交付

(単位：百万円)

| 交付年月日 | 交付金額 |
|------------|-----------|
| 平成 23 年度累計 | 5,000,000 |
| 平成 24 年度累計 | 0 |
| 累計 | 5,000,000 |

・国債の償還

(単位：百万円)

| 償還年月日 | 償還金額 |
|-------------------|------------------|
| 平成 23 年度累計 | 663,600 |
| 平成 24 年 4 月 20 日 | 218,600 |
| 平成 24 年 5 月 21 日 | 46,600 |
| 平成 24 年 6 月 28 日 | 80,900 |
| 平成 24 年 7 月 25 日 | 107,100 |
| 平成 24 年 8 月 20 日 | 155,100 |
| 平成 24 年 9 月 21 日 | 54,700 |
| 平成 24 年 10 月 23 日 | 49,700 |
| 平成 24 年 11 月 26 日 | 93,200 |
| 平成 24 年 12 月 17 日 | 29,200 |
| 平成 24 年 12 月 26 日 | 250,300 |
| 平成 25 年 1 月 21 日 | 271,700 |
| 平成 25 年 2 月 21 日 | 210,600 |
| 平成 24 年度累計 | 1,567,700 |
| 累計 | 2,231,300 |

※平成 24 年度末の交付国債残高：2 兆 7,687 億円

○法第 41 条及び第 43 条に基づく資金援助申請の内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

| 申請年月日 | 申請金額 |
|-------------------|------------------|
| 平成 23 年度累計 | 2,426,271 |
| 平成 24 年 12 月 27 日 | 696,808 |
| 平成 24 年度累計 | 696,808 |
| 累計 | 3,123,079 |

・株式の引受け

(単位：百万円)

| 申請年月日 | 申請金額 |
|-------------------|------------------|
| 平成 23 年度累計 | 1,000,000 |
| 平成 24 年度累計 | 0 |
| 累計 | 1,000,000 |

○法第 42 条に基づく資金援助決定の内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

| 決定年月日 | 決定金額 |
|-------------------|------------------|
| 平成 23 年度累計 | 1,580,322 |
| 平成 24 年 5 月 9 日 | 845,949 |
| 平成 25 年 2 月 4 日 | 696,808 |
| 平成 24 年度累計 | 1,542,757 |
| 累計 | 3,123,079 |

・株式の引受け

(単位：百万円)

| 決定年月日 | 決定金額 |
|-----------------|------------------|
| 平成 24 年 5 月 9 日 | 1,000,000 |
| 累計 | 1,000,000 |

○資金援助の実施内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

| 実施年月日 | 実施金額 |
|-------------------|------------------|
| 平成 23 年度累計 | 663,600 |
| 平成 24 年 4 月 23 日 | 218,600 |
| 平成 24 年 5 月 22 日 | 46,600 |
| 平成 24 年 6 月 29 日 | 80,900 |
| 平成 24 年 7 月 26 日 | 107,100 |
| 平成 24 年 8 月 21 日 | 155,100 |
| 平成 24 年 9 月 24 日 | 54,700 |
| 平成 24 年 10 月 24 日 | 49,700 |
| 平成 24 年 11 月 27 日 | 93,200 |
| 平成 24 年 12 月 18 日 | 29,200 |
| 平成 24 年 12 月 27 日 | 250,300 |
| 平成 25 年 1 月 22 日 | 271,700 |
| 平成 25 年 2 月 22 日 | 210,600 |
| 平成 24 年度累計 | 1,567,700 |

| | |
|----|------------------|
| 累計 | 2,231,300 |
|----|------------------|

・株式の引受け

(単位：百万円)

| 実施年月日 | 実施金額 |
|------------------|------------------|
| 平成 24 年 7 月 31 日 | 1,000,000 |
| 累計 | 1,000,000 |

③ 賠償モニタリング業務

機構において、迅速かつ適切な賠償金の支払がなされているか確認することを目的として、支払の実態に関するモニタリングを平成 23 年度に続き実施した。

具体的には、東電に設けられた支払専用口座からの支払の実績と賠償請求の受付・処理等に係る情報を照合するとともに、個別の支払案件を抽出し、確認することにより、当該口座の資金が迅速かつ適切に賠償金支払のみに充当されていることを検証し、確認した。

モニタリング結果については、外部の有識者を中心とした賠償モニタリング委員会を開催し、継続的に検証を行っており、同委員会が出された意見等については適宜対応を図った。

また、監査法人への委託調査結果に基づき、賠償金支払い業務に係る内部統制の評価等を踏まえたマニュアルを作成し、モニタリング業務の改善を図った。

東電の「5 つのお約束」(迅速な賠償のお支払い、きめ細やかな賠償のお支払い、和解仲介案の尊重、親切な書類手続き、誠実な御要望への対応)に従った取組状況についてチェックすることを目的として、機構職員及び東電社員からなる「5 つのお約束」ワーキンググループを概ね隔週で開催し、「5 つのお約束」の取組状況について聴取するとともに、相談事業で寄せられたご要望等を踏まえ、改善の方向性・方策等について協議を行い、継続して本賠償未請求の方に御請求を呼びかける取組、東電の賠償基準の運用状況の開示や FAQ の充実、避難終了等に係る基準の明確化等、東電による改善の取組に反映させた。

(3) 相談業務その他の業務

① 相談業務

相談業務については、弁護士等の専門家を福島県内の仮設住宅等に巡

回派遣し、損害賠償の請求・申立てに関する対面による個別相談等を平成 23 年度に続き実施した。特に、借上げ住宅に避難されている方々の自治会組織や集いの場等が形成されてきていることから当該集いの場等へも専門家を派遣し、相談会を実施した。また、郡山市にある福島事務所をはじめ、福島市、いわき市、会津若松市の常設会場で無料の個別相談を実施し、新潟県、山形県の主要都市においても同様の相談会を実施した。更に各県の単位弁護士会と委託契約を締結し、全国に避難された方々に対して無料の相談を実施した。

また、電話による無料の情報提供等を、土日を含め継続して実施した。

○相談業務の実績

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-----------|-----------|-----------|
| 対面相談・電話相談 | 約 3,710 組 | 約 6,560 組 |
| 情報提供 | 約 2,390 件 | 約 3,900 件 |

② 原子力損害賠償の事例研究事業

原子力損害賠償の事例研究事業について文部科学省から委託を受け、東電による賠償状況の整理・分析、原子力損害賠償紛争解決センターでの和解事例の整理・分析等を実施し、事例集等の形で取りまとめた。

7. 関係会社の概況

(1) 関係会社の概況

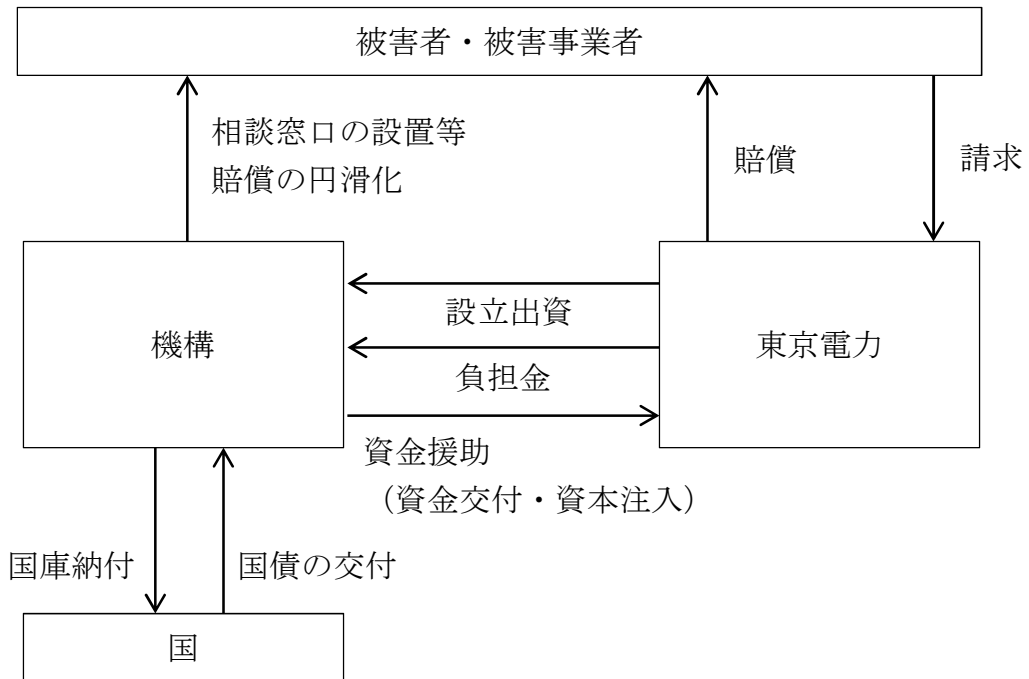
(東京電力株式会社)

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

| | |
|------------|--|
| 本店及び支店の所在地 | <p>【本店】 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号</p> <p>【支店】 (栃木支店) 栃木県宇都宮市馬場通り一丁目 1 番 11 号 (群馬支店) 群馬県前橋市本町一丁目 8 番 16 号 (茨城支店) 茨城県水戸市南町二丁目 6 番 2 号 (埼玉支店)</p> |
|------------|--|

| | |
|---------|--|
| | <p>埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5 丁目 14 番 2 号 (千葉支店)</p> <p>千葉県千葉市中央区富士見二丁目 9 番 5 号 (東京支店)</p> <p>東京都新宿区新宿五丁目 4 番 9 号 (多摩支店)</p> <p>東京都八王子市子安町一丁目 16 番 25 号 (神奈川支店)</p> <p>横浜市中区弁天通一丁目 1 番 (山梨支店)</p> <p>山梨県甲府市丸の内一丁目 10 番 7 号 (沼津支店)</p> <p>静岡県沼津市大手町三丁目 7 番 25 号</p> |
| 資本金の額 | 1 兆 4,009 億 7,572 万 2,050 円 |
| 事業内容 | 電気事業等 |
| 代表者名の氏名 | 廣瀬直己 |
| 役員数 | 22 人 |
| 従業員数 | 36,077 人 |
| 機構の持株比率 | A 種優先株式：100% B 種優先株式：100% |
| 機構との関係 | 機構に約 17% 出資している。また、機構から、法第 41 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく資金援助を受けている。 |
| その他 | 機構の議決権所有割合は 50.10% |

(2) 機構との関係 (系統図)



8. 機構が対処すべき課題

(1) 負担金の収納業務

一般負担金については、原子力事業者の負担の適正化の観点から、各原子力事業者の収支の状況等を勘案した形で決定し、確実に収納する必要がある。

また、特別負担金については、東電の収支の状況を踏まえつつ、電力の安定供給等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な資金を確保できるよう、適切な額とする必要がある。

(2) 資金援助業務

① 特別事業計画の実施業務

東電においては、特別事業計画に掲げた施策を精査・具体化した「改革推進のアクションプラン」(以下「アクションプラン」という。)等に基づき、経営合理化等の経営改革に取り組んでいるところではあるが、機構においては、当該取組状況を引き続きモニタリングすることにより、東電の経営改革を着実に推進していく。

② 東電への資金援助業務

引き続き、東電の要請に基づき賠償用の特別資金援助を過不足なく実施するとともに、東電株式の引受けのために借り入れた資金について、政府保証付借入と政府保証付原子力損害賠償支援機構債の発行により、確実に借換えを行っていく。

③ 賠償モニタリング業務

東電による賠償金支払いの進捗等に対応してモニタリング方法の改善を図りつつ、賠償モニタリング委員会の開催等により、賠償実施状況のモニタリングを行う。

また、引き続き、東電の「5つのお約束」の実施状況をチェックすることを目的として、機構職員及び東電社員からなる「5つのお約束」ワーキンググループを開催し、必要な対応改善を求めていくこととする。

(3) 相談業務その他の業務

相談業務その他の業務については、引き続き、損害賠償の請求・申立てに関する対面による個別相談等及び電話による無料の情報提供等を実施していく。

福島県内の仮設住宅等における相談会については、テーマに応じた座談会形式での相談会など、被害者の方々の関心事項や財物賠償に対する相談需要の変化等を踏まえ、柔軟に対応していく。

9. 資金計画の実施の結果

平成 24 事業年度資金計画実績表

(単位：百万円)

| 支 出 | | | | 収 入 | | | |
|---------|-----------|-----------|------------|----------|-----------|-----------|------------|
| 科目 | 計画額 | 実績額 | 差引増△減額 | 科目 | 計画額 | 実績額 | 差引増△減額 |
| 資金援助事業費 | 8,336,400 | 2,567,700 | △5,768,700 | 資金援助事業収入 | 4,417,900 | 1,649,200 | △2,768,700 |
| 事業諸費 | 2,855 | 1,671 | △1,184 | 借入金 | 4,000,000 | 1,000,000 | △3,000,000 |
| 受託経費 | 24 | 0 | △23 | 受託収入 | 24 | 15 | △9 |
| 一般管理費 | 1,095 | 960 | △135 | 事業外収益 | 8,698 | 355 | △8,343 |
| 国庫納付金 | 79,992 | 79,992 | — | 前年度繰越金 | 11,639 | 12,764 | 1,125 |
| 事業外費用 | 8,040 | 157 | △7,883 | | | | |
| 予備費 | 50 | — | △50 | | | | |
| 翌年度繰越金 | 9,803 | 11,852 | 2,049 | | | | |
| 合計 | 8,438,262 | 2,662,335 | △5,775,926 | | 8,438,262 | 2,662,335 | △5,775,926 |

(注1)金額は、単位未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合がある。

(注2)計画額は、流用後の予算現額を記入。

10. 特別事業計画の履行状況

特別事業計画においては、機構が東電に対して資金援助を行うにあたり、親身・親切的な損害賠償、一刻も早い事故の収束、そして当面の電力の安定供給の確保という各課題の達成に向けた東電による取組の内容を定めた。とりわけ、機構による資金援助の大前提である東電の経営合理化については、その実効性を確保するため、合理化策の具体的な内容を詳細に定めるとともに、機構による実施状況のモニタリングの仕組みを整えた。

そのような中、東電は、以下に示すような各取組を実施しており、同計画を着実に履行している状況にある。

(1) 親身・親切的な賠償

東電は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策として「5つのお約束の徹底」を掲げ、支払手続期間の短縮や請求書類の簡素化等の取組を実施している。

平成 25 年 2 月の特別事業計画の改定に際しては、「大量かつ迅速な賠償金の支払」から「被害者の方々と向き合う賠償」へと、賠償に対する取組姿勢・内容を深化させ、現場での個別対応力の強化、被害者の方々の個別の事情を十分に斟酌した賠償対応、本賠償と ADR の対応組織の更なる連携強化等、更な

る改善策を計画に付け加えた。これに伴い、避難区域の再編を踏まえた財物賠償の開始に備え、福島における現地拠点を増員したほか、現地での個別対応力強化のために、賠償組織体制の全体的な見直し等を実施した。

このように、東電は、被害者の方々に対する親身・親切的な賠償に向けて、改善しながら取り組んでいる。被害者の方々からの不満や要望は依然として寄せられており、引き続き「5つのお約束」の徹底に取り組む必要があるが、請求書類の確認や賠償金の支払について、計画に定めた目標期間内での対応を実現する等、一定の改善の成果は現れている。

なお、機構は、こうした東電の取組について、上記の「5つのお約束」ワーキンググループ等を通じ、継続的にモニタリングを実施しているほか、弁護士・行政書士等からなる「訪問相談チーム」を組成し、被害者の方々との対面による個別相談や電話による情報提供を実施する等、引き続き賠償の円滑化に取り組んでいる。

(2) 原子力事故の収束

平成23年12月16日には、政府に設置された原子力災害対策本部において、ステップ2が達成され、原子力事故そのものは収束に至ったとの判断が示されているが、その後、「政府・東京電力中長期対策会議^{*}」において決定された「東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、原子炉の廃止措置を進めている。

引き続き、安全確保に万全を期しつつ、プラントの安定状態の維持や放射線量低減等に取り組むとともに、今後、原子炉内の燃料デブリ取り出しに向けて、一層技術的に困難な課題に対応していくため、平成25年2月に「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」が政府に設置された。本会議において、平成25年6月中を目途に「改訂版ロードマップ」を取りまとめることとされており、改訂作業にも取り組んでいる。(※「政府・東京電力中長期対策会議」は平成25年2月8日に廃止。)

(3) 電力の安定供給の確保

平成24年度の電力需要は、前年度の最大電力を上回る水準となった。これに対し、供給面では、緊急設置電源を含む火力発電所並びに揚水式発電所などの新規電源開発の着実な推進等に努めた結果、安定供給を確保することができた。

今後も安定供給を確保するため、節電へのご協力や供給力の確保等、需給両面での取組を継続していく必要がある。

(4) 経営の合理化

平成 23 年 12 月に策定したアクションプランにおいて、平成 33 年度までの 10 年間で 3 兆 3,650 億円のコスト削減を達成する見通しとしていた。

しかし、平成 24 年 7 月の料金値上げ時の査定を踏まえ、燃料費・修繕費・減価償却費等全ての費用について、あらゆる手段を活用したコスト削減策を検討し、総合特別事業計画の削減目標額に対し、更に年 1,000 億円規模の追加コスト削減を実現した。

また、調達取引を審査する「調達委員会」を設置し、外部コストカッターの起用による抜本的な調達改革の実施を進めているほか、間接業務の効率化や、グループ会社へのコスト削減展開等、あらゆる手段を活用した収益体質の改善に取り組んでいる。

こうした仕組みの下、アクションプランに基づく合理化は順調に進んでおり、平成 24 年度には、特別事業計画における目標額の 3,518 億円を 1,451 億円上回る 4,969 億円のコスト削減を達成した。

(5) 事業改革

東電は、特別事業計画に基づき、親身・親切的な賠償や着実な廃止措置、足下の電力の安定供給の確保に万全を期すとともに、財務面での制約を踏まえつつ、構造的な経営課題の解決に取り組んでいる。

具体的には、燃料・火力部門においては、火力電源（260 万 kW）の IPP の入札募集の開始（平成 25 年 2 月）や、「ビジネス・アライアンス委員会」の設置（平成 24 年 10 月）による、他の事業者との連携によるリプレースについて検討を進めており、送配電部門においては、「RFC を踏まえたスマートメーター仕様に関する基本的な考え方」（平成 24 年 7 月）において、3 つの視座（①徹底したコストカットの実現、②外部接続制の担保、③技術的拡張可能性の担保）を示し、現在、これらを踏まえた提案を公募している。また、小売部門においては、ピーク需要抑制策「電力デマンドサイドにおける『ビジネスシナジープロポーザル』」について、5 事業者と契約を締結し平成 24 年度中に実行に移す等、各部門において「エネルギーサービスの改革」の実現に向け、事業改革に取り組んだ。

(6) 意識改革

「新しい東電」の実現に向けて、平成 24 年 6 月の株主総会での承認（定款変更）をもって、経営機構を委員会設置会社へと変更し、複層的な経営体制に移行し、また取締役会長・社長直轄のスタッフ部門としての経営改革本部の創設や、取締役会長による監督機能の強化のため、取締役会長自ら経営改革本部会議に

参画する等、体制の変更を実施した。

さらに、平成 25 年 4 月より、コーポレート及び 3 カンパニーによる社内カンパニー制に移行する。各カンパニーには、事業の遂行のための包括的な権限を付与し、自律的・自発的なコスト削減・収益拡大に必要な機能を配置し、本店から第一線機関まで一貫した事業運営を行う。コーポレートには、共通サービスの提供と経営補佐に必要な機能を配置し、全社最適を推進する。

(7) 財務基盤強化

機構は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に万全を期し、着実な廃止措置について全力で取り組む万全の態勢を整えるとともに、電力の安定供給の持続性を確保すべく、社債市場への復帰等自律的な資金調達力の早期回復へ向けて財務基盤を強化することを目的として、東電が発行した株式（払込金額総額 1 兆円）の引受けを実施した。

1 1. 借入金の状況

(単位：百万円)

| 借入先 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 借入目的 |
|--------|----------|-----------|--------------------------------------|
| 民間金融機関 | — | 1,000,000 | 法第 41 条第 1 項第 2 号に規定する「株式の引受け」に必要な資金 |
| 合 計 | — | 1,000,000 | |

1 2. 委託費等の状況

(単位：百万円)

| 名 称 | 目 的 | 平成 24 年度 |
|----------------|---|----------|
| 原子力損害賠償の事例研究事業 | 東電による賠償状況の整理・分析、原子力損害賠償紛争解決センターでの和解事例の整理・分析等を実施し、事例集等の形で取りまとめる。 | 20 |

※金額については、平成 25 年 4 月 15 日に確定した。